【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十二条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十二条第一項（法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理

二　法第三十二条の三（法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

三　法第五十六条の二第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

２　長官権限のうち法第三十二条の二（法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する金融商品取引業者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融商品取引業者又は法第五十六条の二第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十二条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十二条第一項（法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理

二　法第三十二条の三（法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

三　法第五十六条の二第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

２　長官権限のうち法第三十二条の二（法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する金融商品取引業者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融商品取引業者又は法第五十六条の二第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

（改正前）

（証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十二条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十三条の二第一項（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理

二　法第三十三条の四（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

三　法第五十九条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

２　長官権限のうち法第三十三条の三（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社又は法第五十九条第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

（証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十二条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十三条の二第一項（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理

二　法第三十三条の四（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

三　法第五十九条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

２　長官権限のうち法第三十三条の三（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社又は法第五十九条第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（改正前）

（証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十二条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十三条の二第一項（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理

二　法第三十三条の四（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

三　法第五十九条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

２　長官権限のうち法第三十三条の三（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社又は法第五十九条第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十二条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十三条の二第一項（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理

二　法第三十三条の四（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

三　法第五十九条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

２　長官権限のうち法第三十三条の三（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社又は法第五十九条第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（改正前）

（証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十二条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十三条の二第一項（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理

二　法第三十三条の四（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

三　法第五十九条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

２　長官権限のうち法第三十三条の三（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十二条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十三条の二第一項（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理

二　法第三十三条の四（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

三　法第五十九条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

２　長官権限のうち法第三十三条の三（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（改正前）

（新設）